

第八十回国 参議院 法務委員会 會議録 第二号

昭和五十二年三月十五日(火曜日)

午前十時六分開会

委員の異動

二月十五日

辞任

安永 英雄君

補欠選任

小野 明君

二月十八日

辞任

小野 明君

補欠選任

安永 英雄君

三月一日

辞任

岩本 政一君

補欠選任

高田 浩運君

三月二日

辞任

高田 浩運君

補欠選任

岩本 政一君

三月十五日

辞任

橋本 敦君

補欠選任

渡辺 武君

理事

委員長

委員

齋藤 十朗君

高橋雄之助君

町村 金五君

佐々木静子君

渡辺 武君

下村 泰君

宮崎 正義君

議長者

國務大臣

法務大臣

福田 一君

政府委員

法務政務次官

塩崎 潤君

法務大臣官房長

藤島 昭君

法務大臣官房會計課長

枇杷田泰助君

法務省民事局長

香川 保一君

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務総局総務局長

草場 良八君

事務局側

常任委員会専門員

二見 次夫君

本日の會議に付した案件

○檢察及び裁判の運営等に関する調査

(法務行政の基本方針に関する件)

(昭和五十二年法務省及び裁判所関係予算に關する件)

○社債発行限度暫定措置法案(内閣提出)

○集團代表訴訟に関する法律案(宮崎正義君外一名発議)

○委員長(田代富士男君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告をいたします。

本日、橋本敦君が委員を辞任され、その補欠として渡辺武君が選任されました。

○委員長(田代富士男君) まず、福田法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。福田法務大臣。

○國務大臣(福田一君) 私の所信表明を申し上げます。に先立って、一言先般の衆議院予算委員会にお

いて私に対する戒告決議がなされたことについて、発言を許していただきたいと思います。

私は、ロッキード事件は徹底的な究明を圖らねばならぬと考えておるのでございまして、この件に関する議長裁定は、十分尊重すべきであり、貴

重な裁定と心得ております。去る衆議院の予算委員会における私の発言が、議長裁定を尊重しない

ような誤解を与えたこととすれば遺憾であり、今後十分注意をいたしたいと存じますので、よろしくお

願いをいたします。

○委員長(田代富士男君) 檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

法務行政の基本方針について、福田法務大臣からその所信を聴取いたします。福田法務大臣。

○國務大臣(福田一君) 委員各位には、平素から法務行政の適切な運営につき、格別の御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

私は、昨年末、はからずも法務大臣に就任いたしました。わが国の内外にわたりきわめて厳しい問題が山積しているこの時期に当たり、その職責の特に重大であることを痛感いたしております。

委員長初め委員各位の格別の御理解と御協力を賜りまして、法務行政の運用に遺憾なきを期したいと存じますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

本日はせっかくの機会でございますので、就任のごあいさつとあわせて、法務行政に関する所信の一端を申し上げます。

改めて申し上げるまでもなく、法務行政の使命は、法秩序の維持と国民の権利の保全にあると考えております。国民生活の安定を確保し、国家社会の平和と繁栄を圖るためには、その基盤ともい

うべき法秩序がゆるぎなく維持され、国民の権利がよく保全されていることが肝要と存じます。私

は常にこのことを念頭に置き、全力を傾注して国民の期待する法務行政の推進に努めてまいりたいと存じております。

以下、私が考えております当面の重要施策について申し上げます。

まず第一に、法秩序の維持についてであります。

最近の犯罪情勢を見ますと、おおむね平穩に推移していると認められるものの、公務員による汚職事犯が多発化する傾向にあり、近時、国あるいは地方公共団体の行政の最高責任者らによるこの種の事犯の発生を見ましたことは、まことに遺憾にたえないところであります。

また、去る一月二十一日、同事件に関連してそれまでに判明した犯罪容疑のすべてについて処理を終わらして、現在、公訴を提起した者の公判立証に全力を挙げているところであります。

しかしながら、なお捜査本部を存置しておりますので、今後、本件について特段の事情の変化が認められる場合には、さらに解明のため必要な措置をとるものと考えております。

そのほか、暴力団相互間における銃器使用の殺傷事犯が各地で発生しているほか、不況を反映した各種財政経済事犯が増加する傾向にあるなど、今後警戒を要すべき点が少なくないと思われのであります。

私は、このような情勢に対処するため、檢察態勢の整備充実を図り、適正妥当な檢察権の行使に遺憾なきを期し、もって法秩序の維持に努めてまいる所存であります。

一方、立法の面について申し上げますと、まず、いわゆるロッキード事件再発防止策についてでございますが、その再発防止は、政府として方策を検討すべき範囲が多岐にわたりますので、関連する分野において、広範にわたる検討がなされるべきものと考えます。

法務当局といたしましては、その

方策の一部として、刑法における収賄の罪の規定を整備することを検討いたしております。また、ロッキード事件を初め国際的な犯罪の情勢にかんがみ、各国との間に逃亡犯罪人引渡条約を締結することが必要と考えておりますが、差し当たり日米犯罪人引渡条約について、引き渡し犯罪の種類拡大を中心とした早急な改正を行うため、外務省とも協議して、その作業を進めております。

次に、刑法の全面改正につきましては、目下、事務当局において政府案作成作業を進めているところであり、刑法は最も重要な基本法の一つでありますから、広く国民各階層の意見を考慮しながら、真に時代の要請に適応した新しい刑法典の実現に努力いたしたいと考えております。

また、少年法の改正につきましては、法制審議会少年法部会において六年余にわたる審議が続けられた結果、昨年十一月、同審議会に対し差し当たり速やかに改善すべき事項につき中間報告が行われ、目下、同審議会においてこの中間報告をもとに審議中の段階であります。同審議会から答申がなされたときは、その趣旨を十分尊重し、できる限り速やかに改正の実現を期する所存であります。

なお、犯罪被害補償制度の立法化につきましては、現在、事務当局において、諸外国の立法例やわが国の犯罪被害者の実態などについて調査、検討を行うとともに、補償の要件、範囲、額、手続等について、他の補償制度との均衡をも十分に考慮しながら、その具体的な内容を鋭意検討いたしております。

第二は、犯罪者及び少年に対する矯正及び更生保護行政の充実についてであります。

犯罪者及び非行少年の改善更生につきましては、刑務所、少年院等における施設内処遇と実社会における社会内処遇を充実強化するとともに、これら相互間の連携を一層緊密にし、その効果を高めてまいり所存であります。

そのためには、まず施設内処遇につきまして、創意と工夫を加えながら、被収容者個々の特性に応

じた分類処遇を推進し、さらに、被収容者の生活環境の改善を図るとともに、社会復帰に役立つ職業訓練、教科活動等の充実を期したいと存じます。

なお、監獄法の改正作業につきましては、目下、法制審議会におきまして、順調に審議が行われているところでありますが、同審議会の答申を得た後、できる限り速やかに法律の改正案を提出いたしたいと考えております。

一方、社会内処遇につきましては、保護司、更生保護会その他の民間篤志家との協働態勢の下に、一層の保護観察機能の充実に努め、犯罪者等の円滑な社会復帰を図り、もって、犯罪のなみ明るい社会を建設するよう、今後とも格段の努力を払ってまいりたいと存じております。

第三は、民事行政事務等の充実についてであります。

民事行政事務は、登記事務を初めとして量的に逐年増大し、また、質的にも複雑多様化の傾向にあります。これに対処するため、かねてから種々の方策を講じてきたところでありますが、なお今後とも職員の増員を初めとして、関係法規の整備、組織・機構の合理化、事務処理の効率化、省力化等に意を注ぎ、適正迅速な事務処理体制の確立を図って、国民の権利、利益の保全と行政サービスの向上に努めてまいり所存であります。

また、最近の経済状況にかんがみ、株式会社の長期安定資金の調達を容易にする必要があるため、当分の間社債発行限度を引き上げるとともに、これに対応する社債権者の保護措置を講じるための法律案を提案した次第であります。

なお、強制執行及び競売の手続の改善の施策につきましても、かねてから法制審議会において検討されておりましたが、去る二月二十三日の総会において、強制執行法及び競売法を統合した民事執行法案案が決定され、即日答申がありました。目下関係局において法案の立案中でありま

が、速やかに成案を得て国会に提出したいと考えております。

次に、人権擁護につきましても、人権擁護委員制度の一層の充実を図り、地域社会と緊密な連絡をとりながら、より効果ある人権擁護活動を推進するとともに、近時社会の各分野で、自己の権利のみを主張して他人の権利を顧みない風潮がみられ、日常生活の中にもこれに起因すると思われる人権問題が多発する傾向にあることにかんがみ、啓発活動の重点目標を人権の共存と定め、お互い

に人権を尊重し合うという精神の普及高揚を図ってまいり所存であります。

現在、法務省が所管している施設は、庁数、延面積ともに全官庁庁舎の約三分の一を占めておりますが、その半数は老朽、狭隘あるいは戦後の粗悪材を使用した施設でありながら、従来、他省庁に比してその整備が最もおくれであり、日常の職務遂行にも支障を来している実情にあります。

第四は、訟務行政の充実についてであります。

法務省といたしましては、職員の執務環境の改善と事務処理の適正化を図るため、そのうちから特に法務局の支局、出張所及び検察庁の支部、区検等いわゆる中小規模施設で老朽狭隘の著しい施設の整備を、昭和五十二年度を初年度とする五カ年計画により実施してまいり所存であります。

第五は、出入国管理行政の充実についてであります。

以上、法務行政の当面の重点施策について所信の一端を申し述べましたが、その他の諸施策につきましても、委員各位の御協力、御支援を得まして、その解決に努力する所存でありますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

わが国の出入国管理行政の基本法である出入国管理令の制定以来、四半世紀が経過いたしました。この間、国際交流の拡大に伴って、わが国への出入国者数は飛躍的に増加し、また、在留外国人の活動内容が多様化するなど出入国及び在留管理事務はいよいよ複雑困難の度を加えるに至っております。このような諸情勢に対処するため、できる限り事務の合理化、効率化を図り、外国人管理行政の適正かつ円滑な運営に努めてまいり所存であります。

この際、塩崎法務政務次官から発言を求められておりますので、これを許します。塩崎法務政務次官。

また、現在の経緯を勘案しつつ、根本的かつ総合的な再検討を進めてまいりたいと存じております。

また、外国人登録法につきましても、かねてから外国人の負担軽減と市町村の事務簡素化のための改正が要望されておりますので、慎重に検討を尽くしたいと考えております。

さらに、近隣諸国とわが国との経済格差を背景とした不法入国及び不法残留の防遏と摘発並びに

資格外活動の規制については、関係省庁の協力を得て、遺憾のないようにいたしたいと考えております。

最後に、法務省施設の整備改善についてであります。

現在、法務省が所管している施設は、庁数、延面積ともに全官庁庁舎の約三分の一を占めておりますが、その半数は老朽、狭隘あるいは戦後の粗悪材を使用した施設でありながら、従来、他省庁に比してその整備が最もおくれであり、日常の職務遂行にも支障を来している実情にあります。

法務省といたしましては、職員の執務環境の改善と事務処理の適正化を図るため、そのうちから特に法務局の支局、出張所及び検察庁の支部、区検等いわゆる中小規模施設で老朽狭隘の著しい施設の整備を、昭和五十二年度を初年度とする五カ年計画により実施してまいり所存であります。

以上、法務行政の当面の重点施策について所信の一端を申し述べましたが、その他の諸施策につきましても、委員各位の御協力、御支援を得まして、その解決に努力する所存でありますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○委員長(田代富士男君) 以上で所信の聴取は終わりました。

この際、塩崎法務政務次官から発言を求められておりますので、これを許します。塩崎法務政務次官。

○政府委員(塩崎潤君) 昨年末法務政務次官を拝命いたしました塩崎潤でございます。時局柄大任でございますが、福田法務大臣のよき補佐役といたしまして法務行政の一層の推進に努めてまいりたいと思っております。どうか御指導、御鞭撻のほど心からお願ひいたしまして、簡単にございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。と思ひます。

○委員長(田代富士男君) 社債発行限度暫定措置法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。福

田務大臣。

○國務大臣(福田一君) 社債発行限度暫定措置法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

現行商法第二百九十七條は、一般の株式会社について、社債は、その資本及び準備金の総額または最終の貸借対照表により会社に現存する純資産額のいづれか少ない額を超えて募集することができないものとしております。

ところで、最近の経済状況のもとにおきましては、各企業について財務内容の改善とともに景気の浮揚及び雇用の安定を図るために、企業設備投資の活発化が強く要請されているのであります。この目的達成のための長期安定かつ低廉な資金の調達方法として、社債の発行の必要性が非常に増大しております。

ところが、企業の中には、すでに右の商法第二百九十七條の定める限度近くまで社債を発行しているものがあるいは近いうちに右限度に達するものがある、今後の資金調達に困難を来しております。

そこで、この法律案は、商法第二百九十七條の立法趣旨である社債権者の保護を図りつつ、社債の発行限度を拡大する暫定措置を講じようとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、まず、社債は、担保付社債、転換社債及び外国で募集する社債に限って、当分の間、商法第二百九十七條による制限を超えて募集することができるようとし、ただ、その場合でも、社債の総額は同条の定める限度額の二倍を超えることはできないこととして、社債権者の保護を図りつつ、発行の制限を緩和することとしたしております。なお、この場合、暫定措置といたしまして理由は、法制審議会における会社法の全面改正についての今後の審議の結果、商法第二百九十七條の規定の改正が予想されるからであります。

さらに、この商法第二百九十七條の制限を超えて発行される担保付社債を公募するに当たっては、その社債の募集または売り出しについて、大蔵大臣への届け出を義務づけ、社債発行会社の

内容を公示することとしたしまして、これによっても、社債権者の保護につきさらに配意しているものであります。

なお、すでに商法の制限を超えて社債を募集することができるとして他の法律がある場合には、この法律は適用しないものとしております。すなわち、この法律によって拡大された発行限度を超えて社債が募集された場合について所要の罰則を設けることとしたしております。

以上が社債発行限度暫定措置法案の趣旨及びその内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(田代富士男君) 以上で本案についての趣旨説明の聴取は終わりました。

速記をちよつととめてください。

○委員長(田代富士男君) 速記を起こしてください。

○委員長(田代富士男君) 檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

昭和五十二年法務省及び裁判所関係予算について説明を聴取いたします。枇杷田法務大臣官房会計課長。

○政府委員(枇杷田泰助君) 昭和五十二年法務省所管予算の内容について、概要を御説明申し上げます。

まず、増員について申し上げますと、第一に、

檢察庁において、九十五人が増員となっております。まず、財政経済事件処理の円滑適正化を図るため、副檢察三人、檢察事務官二十五人が増員となっております。また、公害犯罪に対処するため、檢察事務官十八人、特殊犯罪に対処するため、檢察事務官十四人、交通事件処理体制を充実するため、檢察事務官十人、公安労働檢察の強化のため、檢察事務官十人、公判審理の迅速化等のため、檢察事務官十五人が増員となっております。

第二に、法務局において、事務官二百一十一人が増員となっております。まず、登記事務の適正迅速な処理を図るため、百九十二人が増員となっております。また、国の利害に係る争訟事件の処理を充実するため、十六人、人権侵害事件等に対処するため、三人が増員となっております。

第三に、刑務所における職員の勤務条件を改善するため、看守五十三人、医療体制を充実するため、看護士十二人が増員となっております。

第四に、非行青少年対策を充実するため、関係職員二十人が増員となっております。その内容は、少年鑑別所の観護活動の充実のため、教官七人、保護観察所の面接処遇の強化のため、保護観察官十三人でありま。

第五に、出入国審査業務等の適正迅速化を図るため、地方入国管理署において、入国審査官二十人、入国警備官三人が増員となっております。

第六に、破壊活動調査機能を充実するため、公安調査官十六人が増員となっております。

増員の内容は以上のとおりであります。御承知のとおり、昭和五十一年八月の閣議決定に基づき「昭和五十二年以降の定員管理計画の実施について」による昭和五十二年定員削減分として、三百三十五人が削減されることとなりましたので、所管全体といたしましては、差し引き九十五人の定員増加となるわけであります。

次に、一般事務費につき、それぞれ前年度予算と比較しながら御説明申し上げますが、まず、全体としては、前年度に比し旅費類が二億九千四百

万五千円、庁費類が二十八億四千七百七十五万三千

円、営繕費が十九億九千五百七十一万六千円、その他の類が、二十二億九千四百五十五万四千円となっております。

以下、主要事項ごとに御説明申し上げます。

第一に、法秩序の確保につきましては、さきに申し上げました副檢察三人を含む合計二百一十二人の増員経費及び関係組織の人員費を含めて一千六百三十八億四千五百万円を計上し、前年度と比較して百三十三億五千六百万円の増額となっております。

その増額分について申し上げますと、まず、檢察庁関係として、四十三億五千七百万円が増額されておりますが、その中には関係職員の人員費のほか、檢察費一億七千四百万円、財政経済事件等各種檢察活動の充実強化を図るための経費五千万円、檢察執務体制の整備充実経費二億四千万円が含まれております。

次に、矯正関係としては、七十三億九千四百万円が増額されておりますが、この中には関係職員の人員費のほか、職員待遇改修経費一億九千六百万円が含まれております。

また、矯正施設収容者処遇の改修につきましては、二十億二千八百万円の増額となっております。これは、作業賞与金の支給計算高を一・二%引きあげるための所要経費八千八百万円、生活用備品、日用品、医療器具等の充実、公害防止等に要する経費十二億円が増額となったほか、被収容者食糧費につきましても、米、麦の混合率の改善、主食、副食による熱料摂取比の改善のほか、菜代の内容改善十五円及び物価上昇分九・一%の引き上げによる給食内容の大幅な改善が図られ、これに要する経費として七億四千万円が増額となっております。

次に、保護関係としては、七億一百万円が増額されておりますが、これは、関係職員の人員費のほか、短期交通事件処理経費、事件打ち合わせ等通信費、事務能率器具等保護観察体制の整備を図るための経費三千六百万円、犯罪予防活動協力費

を含む保護司実費弁償金一億三千七百万円、更正保護委託費一億二千五百万円であります。

次に、訟務関係としては、国の利害に係るある争訟事件の処理経費として三千五百万円が増額となっております。

次に、公安調査庁関係としては、八億六千九百万円が増額されておりますが、その中には関係職員の人件費のほか、調査活動の充実経費七千四百万円が含まれております。

第二に、国民の権利保全の強化につきまして、まず、登記事務処理の適正化に関する経費として、さきに申し上げました事務官百九十二人の増員経費及び関係職員の人件費を含めて四百四十六億一千七百万円を計上し、二十三億九千二百百万円の増額となっております。その増額の主なものは、登記諸費四億八千九百万円、全自動簿本作成機等事務能率機器の整備に要する経費一億二千万円、謄抄本作成事務の一部を請負により処理する等当該事務の処理促進のための経費一億四千万円、小規模登記所の整備充実費九千四百百万円、登記簿粗悪用紙改製に要する経費三千百万円、公共事業関係特殊登記事件の処理に要する経費三千万円であります。

次に、人権擁護活動の充実に関する経費として、二千一百万円の増額となっております。その内訳は、人権侵害事件調査の強化を図るための旅費、庁費九百万円、人権擁護委員実費弁償金二千百万円であります。

次に、非行青少年対策の充実強化につきまして、一部、法秩序の確保関係と重複しておりますが、さきに申し上げました少年鑑別所教官等二十人の増員経費及び関係職員の人件費並びに少年院等の収容関係諸費を含めて二百四十九億五千万円が計上され、前年度に比して十八億一千九百万円の増額となっております。

そのうち、事務的経費の増額分について申し上げますと、まず、検察庁関係としては、四千八百万円が増額されております。これは検察取り締まり経費であります。

次に、少年院関係としては、一億三千三百万円が増額されておりますが、これは生活、教育備品の整備及び職業指導の充実に要する経費等であります。

次に、少年鑑別所関係としては、四千七百万円が増額されておりますが、これは生活備品の整備及び日用品の充実に要する経費等であります。

次に、保護観察所関係としては、二億二千七百万円が増額されておりますが、これは補導援護活動の充実経費であります。

第四に、出入国管理業務の充実についてであります。まず、さきに申し上げました入国審査官等の増員経費及び関係職員の人件費を含めて八億九千五百百万円の増額となっております。その中には、出入国及び在留管理経費三千三百万円、護送及び収容業務充実経費千八百万円が含まれております。

次に、施設の整備につきまして、登記所等小規模施設の整備費四十四億三千八百万円及び沖縄施設整備費十一億六千万円を含め、百三億三千五百百万円を計上し、前年度予算に比し、十九億九千六百万円の増額となっております。

このほか、大蔵省及び建設省所管の特定国有財産整備特別会計において、甲府刑務所外七施設の施設整備費として、二十三億六千三百万円が計上されていることを申し添えます。

以上が法務省所管歳出予算予定経費要求の概要であります。

終わりに、当省主管歳入予算について御説明いたします。

昭和五十二年法務省主管歳入予算額は、六百九十五億六千三百六十五万四千円でありまして、前年度予算額六百十九億六千六百二十万円の比較いたしますと七十五億九千七百四十五万四千円の増額となっております。

以上をもつて、法務省関係昭和五十二年予算案についての御説明を終わります。

○委員長(田代富士男君) 速記ちよつととめてください。

〔速記中止〕

次に、草場最高裁判所経理局長。

○委員長(田代富士男君) では速記起こしてください。

次に、最高裁判所長官代理者(草場良八君) 昭和五十二年裁判所所管予定経費要求額について説明申し上げます。

昭和五十二年裁判所所管予定経費要求額の総額は、一千四百七十八億六千七百七十一億五千万円、これを前年度予算額一千三百七十一億五千万円九千九百三十一万一千円に比較いたしますと、差し引き百六億四千六百二十三万九千九百九十九円、増額となっております。これは、人件費において七十八億六千二百六十八万八千円、裁判費において八億八千八百三十三万一千円、施設費において八億七千九百二十七万八千円、司法行政事務を行うために必要な旅費、庁費等において十一億五千八百八十六万二千円が増加した結果であります。

次に、昭和五十二年予定経費要求額のうち、主な事項について説明申し上げます。

まず、人的機構の充実のための経費であります。

(一)特殊損害賠償事件等の適正迅速な処理を図るため判事補八人、裁判所事務官八人の増員に要する経費として三千七十六万八千円、(二)会社更生事件の適正迅速な処理を図るため判事補三人、裁判所事務官六人の増員に要する経費として一千四百五十七万七千円、(三)差止訴訟事件の適正迅速な処理を図るため判事補四人の増員に要する経費として一千二百五十一万五千円、(四)調停制度の充実強化を図るため裁判所事務官二十人の増員に要する経費として一千三百八十九万七千円、(五)交通事件(道路交通法違反事件)の適正迅速な処理を図るため裁判所事務官三人の増員に要する経費として二百四十七万七千円、合計七千四百二十二万円を計上しております。

以上、昭和五十二年の増員は、合計五十二人でありまして、他方、定員削減計画に基づく昭和五十二年削減分として、裁判所事務官三十二人の減員を計上しておりますので、これを差し引き

ますと、二十人の定員増加となるわけであります。

次は、裁判運営の効率化及び近代化に必要な経費であります。

庁用図書、図書館図書の充実を図る等のため裁判資料の整備に要する経費として三億六千五百八十七万七千円、裁判事務の効率化を図るため複写機、計算機等の整備に要する経費として三億四千六百四十六万六千円を計上しております。

次は、裁判所施設の整備充実に必要な経費であります。

裁判所庁舎の新築及び増築(新規十四庁、継続九庁)等に必要経費として七十五億八千三百二十四万九千円を計上しております。

次は、裁判費であります。

証人等の日当を増額する経費として一千五百九十九万九千九百九十九円、国選弁護人報酬を増額する経費として一億二千八百八十八万八千円を計上しております。

以上が昭和五十二年裁判所所管予定経費要求額の概要であります。

○委員長(田代富士男君) 集団代表訴訟に関する法律案を議題といたします。

発議者宮崎正義君から趣旨説明を聴取いたします。宮崎正義君。

○宮崎正義君 ただいま議題となりました集団代表訴訟に関する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

欠陥商品、やみカルテルによる価格引き上げ等の一企業または数企業の違法行為によって無数の消費者が損害を受けているという現実があるにもかかわらず、現行民事訴訟制度は、原則的には、一対一の対等な当事者間の紛争を解決することを念頭に置いて紛争を解決するための手続を定めているにすぎないから、このような原則に基づく現行民事訴訟制度のもとでは、一対無数の不均衡な企業対無数の消費者の民事紛争を解決しようとしても、その訴訟進行は事実上不可能であります。すなわち、今日の消費者問題は、訴訟を通じて事実

上解決できない状況にあります。これは、法制度が社会の進展に即応してないからであります。

すなわち第一に、消費者各人の損害額が少額であるとしても、集団としての消費者の損害額は巨額になると思われます。消費者集団のこの巨額な損害の賠償を企業に対して請求することができず、訴訟制度を確立することなしには、社会的経済的公正を確保することはできないのであります。

第二に、企業と消費者との間には訴訟進行能力及び訴訟費用の負担能力の不均衡があるにもかかわらず、現行民事訴訟制度のもとでは、これに對等な当事者として取り扱っているため、訴訟による権利救済の効率はきわめて低い現実にあります。この現実を打破して、実質的に對等な当事者としてみずからの権利を行使できる訴訟制度を確立しなければならぬと思ひます。このような訴訟制度の確立なしには、消費者主権は、裁判によって保障されない眠れる主権、幻の権利に終わらざるを得ないのであります。

第三に、企業の違法行為による無数の消費者の損害は共通の原因によって発生し、またその損害額も一般的には定型化する傾向があります。このような実体について、消費者各人の訴えの可否を個別的に審理することは訴訟経済の観点からもむだだと思ひます。また、企業の違法行為によって発生した損害賠償をめぐる紛争は、事実上は企業對無数の消費者の紛争と思ひますので、その紛争の解決は、消費者集団と企業との間で包括的に解決することが望ましいと思ひます。

われわれは、消費者主権の確立のためには、このような困難を克服して、民事訴訟制度が真に機能する制度を確立しなければならないと思ひます。

以上の観点から、非訟裁判による訴訟信託の設定方式を採用することにより、消費者の代表者が消費者集団全員のため企業に対して提起する損害賠償の一括的請求を目的とする訴え、すなわち集団代表訴訟を可能とするためのこの法律案を提出いたしました次第でございます。

以下この法律案の内容たる集団代表訴訟制度の仕組みにつきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず第一に、申し立てに係る共同の利益を有する著しく多数の者の少額債権について集団代表訴訟による紛争の解決が適當であると認められる場合に、非訟裁判により、除外申し出をしない限り債権を一括して訴訟の目的とするための信託が設定されたものとするのであります。信託が設定されましたものとすることができるよういたしましたのであります。すなわち、集団代表訴訟を進行させるために、除外申し出をしなかった少額債権者たる委託者から少額債権者の代表者たる受託者へ当該債権が信託的譲渡されたものとする信託であります。なお、少額債権者の権利を保護するため、信託の設定については公告するほか、非訟裁判所が代表者たる受託者を監督するようにいたしてあります。

第二に、集団代表訴訟におきましては、職権証調を採るほか、重要な訴訟行為につきましては、非訟裁判所の許可を要するものとしてあります。なお、欠陥商品、やみカルテルによる価格引き上げ等に係る少額債権者全員の損害総額の算定につきましては、推定規定を設けてあります。

第三に、各少額債権者は、受益者として、代表者たる受託者に対し、勝訴判決の最初の公告の日から二年以内の通知することにより、その債権の満足を得ることができるようにいたしてあります。なお、請求してこなかった債権者の分は、国庫に帰属するようにいたしてあります。

第四に、代表者たる受託者は、集団代表訴訟の進行等に関して必要な経費につきましては、国庫による裁判費用等の立てかえ、支払い猶予制を置くほか、その他の事務経費を含めて集団代表訴訟により得た財産をもつて充てることといたしてあります。なお、敗訴等の場合にも最終的に受託者の負担となることのないよう、交付金を交付することといたしてあります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容でございます。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(田代富士男君) 以上で趣旨説明聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前四時四十六分散会

二月十六日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「五八〇人」を「五九五人」に改める。

第二条中「二万二千二百八十九人」を「二万二千二百九十四人」に改める。

附則

この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

三月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、社債発行限度暫定措置法案

社債発行限度暫定措置法案

社債発行限度暫定措置法案

社債発行限度暫定措置法案

社債発行限度暫定措置法案

総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の二倍を超えてはならない。

(社債券の募集又は売出しの届出)

第二条 証券取引法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第四号)附則第四項の規定は、前条の規定により商法第二百九十七条の規定による制限を超えて募集する担保付社債については、適用しない。

(適用除外)

第三条 この法律の規定は、他の法律の規定により商法第二百九十七条の規定による制限を超えて社債を募集することができない会社が募集する社債については、適用しない。

(罰則)

第四条 会社が第一条ただし書の規定に違反して社債を募集したときは、商法第四百九十八条第一項に掲げる者は、三十万円以下の過料に処する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

三月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案

二 傷病給付(被害者が負傷し又は疾病にかかり治つていない場合において存する廃疾に対する給付)

附則

この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

三月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、集団代表訴訟に関する法律案(宮崎正義君外一名発議)

集団代表訴訟に関する法律案

集団代表訴訟に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、共同の利益を有する著しく多数の少額債権者の当該債権について、その明示の意思に基づくことなく裁判上一括して請求することができ、その制度を設けることにより、当該債権に関する紛争の一括的解決に資することを目的とする。

(訴訟信託の設定)

第二条 著しく多数の少額債権者が当該債権につき共同の利益を有するときは、裁判所は、そのうちの一人又は数人の申立てにより、決定をもつて、共同の利益を有する著しく多数の者の当該債権を一括して訴訟の目的とするための信託を設定することができる。

2 裁判所は、前項の決定をするに当たつては、債権の性質及び額、紛争の性質及び規模、受託者が勝訴の見込み、受託者が委託者全員の利益を公正かつ適切に代表することができるかどうか、信託を設定しなかつた場合における債務弁済の見込みその他一切の事情を考慮しなければならない。

第三条 前条第一項の信託は、第一号に掲げる者を委託者及び受益者とし、第二号に掲げる者を受託者とする。

一 共同の利益を有する著しく多数の者の範囲

として前条第一項の決定において特定する範囲に属する者

二 前条第一項の申立てをした者(数人ある場合にあつては、同項の信託の設定の際、それらの者のうちから裁判所が選任した者)

2 前条第一項の決定に係る信託からの除外の申出(当該決定において定める期間内の当該決定において定める方法による除外の申出に限る)をした者は、前項の規定にかかわらず、初めから委託者及び受益者でなかつたものとみなす。

3 前条第一項の決定は、前項の期間が経過した日から六月以内に受託者が第十二条の訴えを提起しないときは、その効力を失う。

(管轄及び手続)

第四条 第二条第一項の規定による裁判は、共同の利益を有する著しく多数の者の債権に係る債務者の普通裁判所所在地の地方裁判所が、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)により行う。

2 前項の債務者が数人ある場合においてその普通裁判所所在地の地方裁判所が異なるときは、同項の規定にかかわらず、それらの地方裁判所に共通する直近上級裁判所が申立てによりそれらの地方裁判所のうちから決定をもつて指定する裁判所を管轄裁判所とする。

3 前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(申立ての方式)

第五条 第二条第一項の申立ては、次の事項を記載した書面によつてしなければならない。

一 申立人の氏名又は名称、住所及び経歴並びに法人にあつてはその代表者の氏名、住所及び経歴

二 代理人によつて申立てをする場合にあつては、その氏名及び住所

三 共同の利益を有する著しく多数の者の債権に係る債務者の氏名又は名称及び住所

四 申立の趣旨及びその原因たる事実

五 受託者として予定する請求の趣旨及び原因

並びにその訴訟代理人の氏名及び住所
六 年月日
七 裁判所の表示
(決定等の公告)

第六条 裁判所は、第二条第一項の信託を設定する旨の決定をしたときは、速やかに、次の事項を公告しなければならない。

一 決定の本文及び理由要旨
二 受託者の氏名又は名称、住所及び経歴並びに法人にあつてはその代表者の氏名、住所及び経歴

三 第三条第二項に規定する除外の申出をしないう者の債権は、信託財産となる旨

2 前項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する等公告事項の周知につき相当と認められる方法により行うものとする。

3 第一項の規定による公告に要する費用は、受託者の負担とする。

4 前三項の規定は、第三条第三項の場合について準用する。

(信託設定の取消し等)

第七条 裁判所は、第二条第一項の信託を設定する旨の決定を不当と認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、決定をもつて、当該信託の設定を取り消し、又は共同の公益を有する著しく多数の者の範囲を変更することができる。

2 第二条第二項、第三条及び前条の規定は、前項の場合について準用する。

(受託者の追加)

第八条 裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、委託者のうちから受託者を選任することができる。

(受託者の解任)

第九条 裁判所は、受託者がその事務を適切に行うことができず、又は行つていないと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、当該受託者を解任しなければならない。

(受託者の監督)
第十条 受託者は、第二条第一項の決定をした地方裁判所の監督に属する。

(受託者の事務執行)

第十一条 受託者は、善良な管理者の注意をもつてその事務を行わなければならない。

2 受託者が数人あるときは、共同してその事務を行わなければならない。この場合においては、第三者の受託者に対する意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

(集団代表訴訟の管轄)

第十二条 信託財産たる債権の一括的実現を目的とする訴え(以下「集団代表訴訟」という)は、第二条第一項の決定をした地方裁判所の所在地の裁判所の管轄に専属する。

(職権証拠調べ)

第十三条 裁判所は、集団代表訴訟において必要があると認めるときは、職権で、証拠調べをすることができ、ただし、その証拠調べの結果について、当事者の意見を聴かなければならない。

(損害総額の推定)

第十四条 集団代表訴訟の目的たる権利が一定の生産過程において生じた商品の欠陥に係るものである場合においては、当該欠陥による商品の喪失価値の額に当該生産過程を経て生産された商品の数量の数を乗じて得た額をもつて、第二条第一項の決定において特定する共同の利益を有する著しく多数の者の範囲(第七条第一項の規定により変更された場合にあつては、当該変更後の範囲)に属する者全員が受けた損害の総額と推定する。

第十五条 集団代表訴訟の目的たる権利が一定の行為による不法の利益に係るものである場合においては、当該一の又は一定の行為により行為者が得た利益の総額をもつて、第二条第一項の決定において特定する共同の利益を有する著しく多数の者の範囲(第七条第一項の規定により変更された場合にあつては、当該変更

後の範囲)に属する者全員が受けた損害の総額と推定する。

(許可を要する訴訟行為)

第十六条 受託者は、次に掲げる訴訟行為をするに当たっては、裁判所の許可を得なければならぬ。

一 自由

二 訴えの変更若しくは取下げ、和解又は請求の放棄若しくは認諾

三 控訴又は上告の取下げ

2 前項の規定に違反した訴訟行為は、無効とする。

(民事訴訟法の適用関係)

第十七条 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第三百九条、第四百条第一項、第二百三十八条及び第二百五十五条第一項の規定(これらの規定を同法の他の規定において準用する場合を含む)は、受託者の訴訟行為について適用しない。

(判決等の公告)

第十八条 受託者は、集団代表訴訟についての判決が確定したときは、速やかに、当該判決の本文及び理由要旨を公告しなければならない。

2 受託者が集団代表訴訟につき勝訴した場合においては、次条第三項の通知の方法及びその通知を最初の公告の日の翌日から二年以内にしないときは受託者たる地位を失う旨を併せて公告しなければならない。

3 第六条第二項の規定は、第一項の規定による公告について準用する。

(受益権)

第十九条 受益者は、委託者として有していた債権の額に応じて、受託者が集団代表訴訟の確定判決(これらに係る訴訟費用額の確定についての裁判を含む)に基づき弁済を受けた信託財産につき利益を享受する。

2 前項の債権の額は、集団代表訴訟における一括請求額に対する判決の本文に掲げる金額の算定の基礎となつた判断に拘束される。

3 前条第一項の規定による最初の公告の日の翌日から二年以内に受託者の定めるところによる受益者たる旨の通知をしない受益者は、その地位を失う。

(引渡義務)

第二十条 受託者は、集団代表訴訟につき勝訴した場合において当該勝訴判決に基づき弁済を受けたときは、受益者に対し、第一号の額から第二号の額を控除して得た額に相当する金額を引き渡す義務を負う。

一 受益者が委託者として有していた債権の額

二 前号の額に応じて裁判所が定める控除額

(費用の充当)

第二十一条 受託者は、次に掲げる費用については、裁判所が認定した額を限度として、信託財産をもつて充てることができる。

一 第二十三条に規定する費用

二 前条に規定する引渡義務の履行に要する費用

三 前二号の費用のほか、最高裁判所規則で定める費用

(国庫帰属)

第二十二条 信託財産のうち前二条の規定により処分されなかつた財産は、国庫に帰属する。

(費用の立替え等)

第二十三条 国庫は、第六条第一項(同条第四項(第七条第二項において準用する場合を含む))又は同項において準用する場合を含む)の規定による公告に要する費用を立て替える。

2 国庫は、受託者の申立があつたときは、第一号に掲げる費用にあつては、その支払いを猶予し、第二号及び第三号に掲げる費用にあつては、これを立て替える。

一 裁判費用

二 執行官の手数料及びその職務の執行に要する費用並びに相当と認められる弁護士報酬及び事務処理に要する費用

三 第十八条第一項の規定による公告に要する費用

(交付金)

第二十四条 国庫は、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合においてその超過額に相当する金額を、同号に掲げる金額がない場合においては第一号に掲げる金額に相当する金額を、受託者(受託者であつた者を含む)の申立てにより、その者に交付する。

一 第二十一条の規定により裁判所が認定した額を限度とする同条各号に掲げる費用(同条第三号に掲げる費用にあつては別に最高裁判所規則で定める費用を除く)の額(前条の規定による立替え又は支払いの猶予に係る費用以外費用の額については、支払つたものに限る。)の合計額

二 集団代表訴訟の確定判決(これに係る訴訟費用額の確定についての裁判を含む)に基づき弁済を受け又は受けることができる信託財産の額

2 受託者(受託者であつた者を含む)が前条の規定による立替え又は支払いの猶予を受けている場合においては、前項の規定による交付金は、対当額について、当該立替え又は支払いの猶予に係る返還金又は支払金と相殺する。

第二十五条 裁判所は、受託者が故意又は重大な過失により不適切にその事務を行つたと認めるときは、職権で、決定をもつて、前条第一項の規定により交付すべき金額の全部又は一部を交付しないこととすることができる。

(国庫による担保及び保証)

第二十六条 受託者が民事訴訟法の規定により担保を供し、又は保証を立てなければならぬ場合において、受託者の申立てがあつたときは、国庫は、当該担保を供し、又は当該保証を立てる。

第二十七条 前条の規定による担保又は保証としての供託物が還付された場合においては、当該還付の原因が受託者の故意又は重大な過失に起因するものであるときに限り、裁判所は、職権で、決定をもつて、受託者に対し、当該還付され

た価額に相当する金額の償還を命ずることができ。

(信託法の準用)

第二十八条 信託法(大正十一年法律第六十二号)第十四条から第十七条まで、第二十五条第一項、第二十四条本文、第二十九条第一項、第三十一条から第三十四条まで、第三十九条、第四十条、第四十一条第二項、第四十六条及び第五十条から第五十三条までの規定は、第二條第一項の信託について準用する。

(管轄及び手続)

第二十九条 第三條第一項第二号、第七條第一項、第八條、第九條、第十六條第一項、第二十条第二号、第二十一条、第二十五条及び第二十七条並びに前条において準用する信託法第二十二條第一項、第四十一条第二項及び第四十六条の規定による裁判は、第二條第一項の決定をした地方裁判所、非訟事件手続法により行つた(最高裁判所規則)

(最高裁判所規則)

第三十条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な事項は、最高裁判所が定める。

附則

この法律は、公布の日から起算して八月を経過した日から施行する。

この法律施行に要する経費は、約一億円の見込みである。

昭和五十二年三月十九日印刷

昭和五十二年三月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K